

電子契約導入に関する説明会資料 (事業者様向け)

木更津市
総務部契約検査課

木更津市からのご案内

電子契約の導入概要

電子契約の利用にあたって

契約締結の流れ

事業者様側で変更となる業務

よくある質問

ご不明点のお問い合わせ方法

電子契約の導入概要

導入スケジュール（予定）

- ・令和8年7月～

対象とする契約（電子入札案件のみ）

- ・「建設工事」設計金額200万円超
- ・「測量・コンサルタント」の一部 設計金額が100万円超
- ・「物件の購入」の一部 設計金額が150万円超
- ・「業務委託」の一部 設計金額が500万円以上
- ・変更契約や議会案件も対象

電子契約の利用にあたって

- 電子契約の利用を希望される場合、落札決定後、案件ごとに木更津市ホームページのオンライン申請（LoGoフォーム）により「電子契約利用申出」の申請手続きをお願いします。

※電子契約は強制ではありません。

- 従来通り、紙の契約も選択できますが、できるだけ電子契約の利用をお願いします。
- 市との契約では、料金は発生せず、必要なものはメールアドレスのみです。
- 無料のアカウント登録をすることで、過去の案件の確認、契約書のダウンロードもスムーズにできます。

電子契約利用申出（LoGoフォーム） のサンプル

電子契約利用申出フォーム（木更津市契約検査課）

下記のフォームにご入力をお願いします。

木更津市契約検査課専用の電子契約利用申出フォームです

このフォームは契約検査課で行う契約において電子契約による契約締結を希望される場合に、電子契約サービスを利用するためのメールアドレスを届出いただくものです。
ほかの担当課での契約時には利用できません。
※メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。

【個人情報の取り扱いについて】

この申出フォームに入力されている個人情報は木更津市契約検査課において電子契約を締結する場合にのみ使用します。

確認事項

1. 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。

2. 建設工事請負契約の場合

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

以上の項目について

承諾しました

Q1. 商号又は名称（本社で契約事務を行う場合は本社の情報、営業所等に契約事務を委任している場合は、委任先の情報を入力してください） **必須**

株式会社木更津 富士見支店

0 / 60000

Q2. 案件名（工事等名） **必須**

Q3. 案件の業種はどれですか **必須**

- 建設工事
 建設工事以外（測量等、物品、委託）

Q4. 担当者

氏名

氏 **必須** 名 **必須**
0 / 64 0 / 64

メールアドレス

メールアドレス メールアドレス (確認)
0 / 128 0 / 128

Q5. 最終確認者

（氏名、役職、メールアドレスを入力してください）

氏名

氏 **必須** 名 **必須**
0 / 64 0 / 64

役職：代表取締役、常務取締役、部長など

0 / 60000

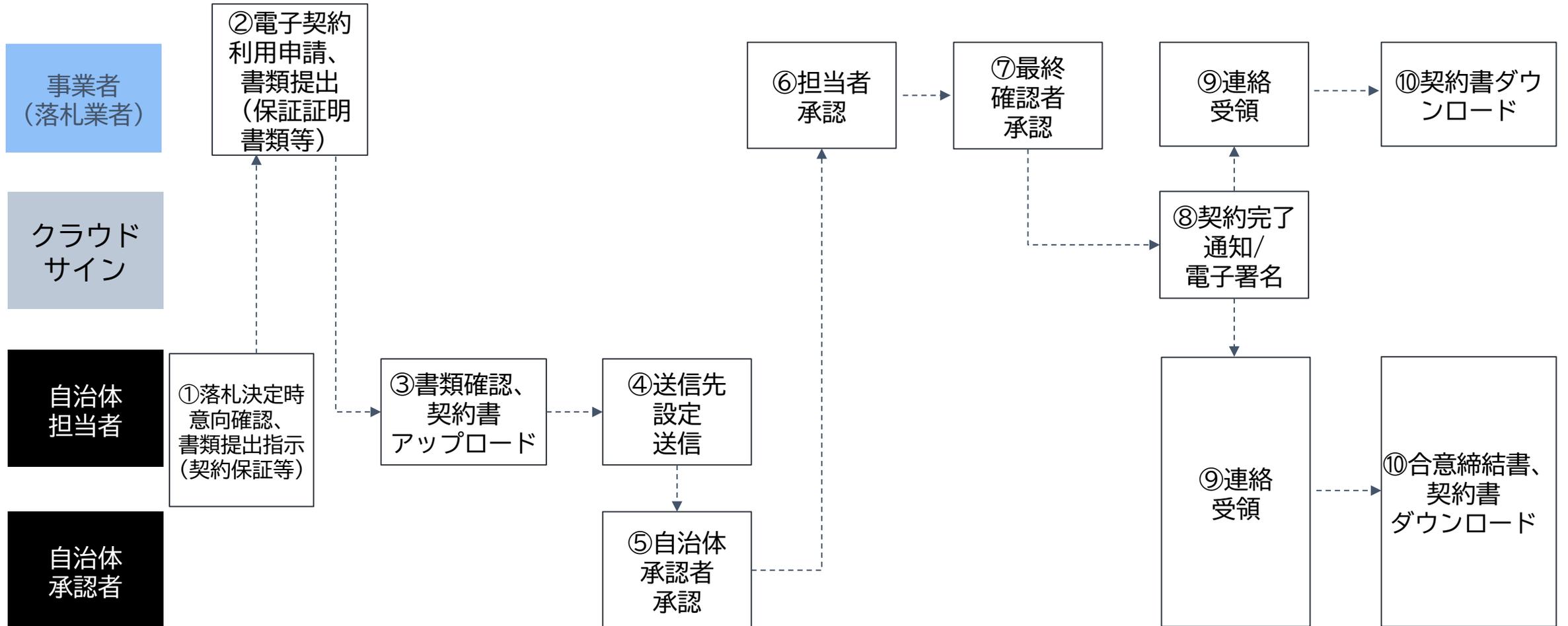
メールアドレス
0 / 60000

Q6. 「建設リサイクル法13条に係る別紙」を添付してください（PDF形式） **必須**

→ 確認画面へ進む

入力内容を一時保存する

契約締結の流れ（電子契約の場合）



事業者様側で変更となる業務

電子契約の利用を希望される場合、

- オンライン申請の「電子契約利用申出」により、メールアドレス等の情報を申請する手続きが必要。
- 契約書承認前に、紙書類（契約保証書類等）の提出が必要
- メール受信後、アップロードされた契約書等を確認し、内容に問題がなければ承認。
- 契約締結後、メールのリンクより電子署名付きPDFファイルの契約書をダウンロードして保管。

※契約保証書類や着手届等の契約書以外の書類は、従来通り、紙の提出となります。

よくある質問

質問	回答
書面による契約はできなくなるのですか。	引き続き書面による契約も可能です。契約相手方の決定後、契約担当者から意向確認を行いますので、電子契約とするか書面による契約とするかを選択してください。
電子契約に使用できるメールアドレスを1つしか持っていないのですが。	問題ございません。担当者は省略することができますので、最終確認者のみという形で扱わせていただきます。
スマートフォンでも電子契約の締結はできますか。	電子契約利用申請時に記載いただいたメールアドレスを受信できる環境であれば、スマートフォンでの電子契約締結も可能です。
契約書以外に市に提出する書類があります。それらは今まで通りの対応で問題ないでしょうか。	契約書以外の書類については従来通り紙での対応となり変更ありません。

ご不明点のお問い合わせ方法

【運用に関する問い合わせ窓口】

木更津市契約検査課までお問い合わせください。

※ お問い合わせはHPのお問合せ専用フォームまたは電話にて受付ております。

HPのお問合せ専用フォーム：

<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/somu/keiyakukensa/1/13424.html>
のページ末尾

連絡先(電話番号)：0438-23-8047



自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご活用ください。

クラウドサイン右下のアイコンをクリックします。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。



操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。

クラウドサイン右下のアイコンをクリックします。



メッセージを送信をクリックします。

